

平成18年度大気環境及び水域環境の状況について

1 大気環境の状況（資料1参照）

県では、大気汚染防止法に基づいて、同法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市と協力して、二酸化窒素等の大気汚染物質についての常時監視測定と、ベンゼン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行いました。

(1) 測定結果の概要

ア 常時監視測定結果

一般環境大気測定局^{注1)}（以下、「一般局」という。）62局、自動車排出ガス測定局^{注2)}（以下、「自排局」という。）31局、計93局で二酸化窒素等の大気汚染物質の測定を行った。

○ 二酸化窒素

- 測定を行った93局中88局（一般局62、自排局26）で環境基準を達成しており、特に一般局では、16年度以降すべての測定局で環境基準を達成している。
- 環境基準の達成率は、94.6%（一般局100%、自排局83.9%）で、17年度の94.6%と同様であった。（資料1 P 2、3参照）

○ 浮遊粒子状物質

- 測定を行った93局中83局（一般局59、自排局24）で長期的評価による環境基準を達成していた。
- 環境基準の達成率は、89.3%（一般局95.2%、自排局77.4%）で、17年度の98.9%に比べて9.6ポイント低下したものの、一般局、自排局ともに平成16年度、平成17年度に続いて過去3位の達成率であった。（資料1 P 4～6参照）

○ 光化学オキシダント

- 測定を行った61局（一般局61）すべての測定局で環境基準を達成していなかった。
- 光化学スモッグ注意報の発令日数は14日で、被害の届出は199名であった。（資料1 P 6、7参照）

○ 二酸化硫黄及び一酸化炭素

- 二酸化硫黄（一般局60）及び一酸化炭素（一般局4、自排局21）ともすべての測定局で環境基準を達成していた。（資料1 P 7、8参照）

注1) 一般環境大気測定局：人が常時生活し活動している地域全体の大気環境の状況を常時監視するための測定局で自動車排出ガス測定局以外のもの。市役所などの地域を代表する地点に設置

注2) 自動車排出ガス測定局：自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気環境の状況を常時監視するための測定局

イ 有害大気汚染物質^{注3)}モニタリング調査結果

ベンゼン等の炭化水素系物質、アルデヒド類、重金属類等の19物質について測定を行った。(資料1 P11、12参照)

○ 環境基準設定物質(4物質)

・ ベンゼン

年平均値の経年変化は、平成9年度以降緩やかな低下傾向にあるが(資料1 P13～15参照)、測定を行った22地点のうち、沿道地域の3地点で環境基準を達成していなかった。

・ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

測定を行った21地点(ジクロロメタンは11地点)すべてで環境基準を達成し、低濃度で推移している。(資料1 P13～15参照)

○ 指針値設定物質(7物質)

測定を行った21地点(ニッケルは20地点、1,3-ブタジエンは22地点)のうちニッケルの2地点を除き、健康リスクの低減を図るための指針となる数値(以下、「指針値」という。)を満足した。(資料1 P16、17参照)

○ 環境基準及び指針値の定められていない物質(8物質)

平成17年度に環境省及び各自治体を実施した全国調査結果と比較すると、重金属類のうちマンガン及びクロムと、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド及び酸化エチレンについては、全国調査結果の平均値より高い値となっているが、他の3物質については、ほぼ同じレベルとなっている。(資料1 P18参照)

(2) 今後の取組み

ア 二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の対策

- 固定発生源(工場・事業場)対策として、大気汚染防止法及び県・市で定める条例(以下「条例」という。)に基づき、規制基準の遵守等について一層の徹底を図るとともに、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物の排出を抑制するための自主的な取組の促進を図る。
- 自動車交通公害対策として、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、平成15年7月に策定した総量削減計画及び条例を基に、ディーゼル車からの排出ガス抑制対策や低公害車の導入促進など、施策を推進する。

イ 有害大気汚染物質の対策

- 有害大気汚染物質を取り扱う工場等の固定発生源に対しては、大気汚染防止法及び条例に基づき、規制指導の一層の徹底を図るとともに、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」及び条例に基づき、適正管理及び排出量の削減など、自主的な取組の促進に向けた情報提供を行う。

ウ 県民等への情報提供

- 今後も大気環境の調査を継続して実施し、県民等への情報提供を行う。

注3) 有害大気汚染物質：大気汚染による人への健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」22物質(平成8年10月18日中央環境審議会答申)の中で、環境省から測定方法が提示されている19物質。うちベンゼン等の4物質に環境基準、アクリロニトリル等の7物質に指針値が設定

2 水域環境の状況（資料2参照）

県では、水質汚濁防止法に基づいて、国土交通省、同法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市及び茅ヶ崎市と協力して、公共用水域及び地下水の水質の測定を行いました。

(1) 測定結果の概要

ア 公共用水域測定結果

河川については35水域87地点、湖沼については5水域19地点、海域については13水域42地点の計53水域148地点で水質の測定を行った。

○ 健康項目^{注4)}

健康項目（26項目）については148地点で調査したところ、早川の会館橋で、砒素が火山地帯の自然的要因に由来して環境基準を達成していなかった。その他の地点ではすべての項目が環境基準を達成していた。（資料2 P2表1参照）

○ 生活環境項目^{注5)}（BOD又はCOD）

- ・ 水の汚濁状況を示す一般的指標であるBOD又はCODは、53水域中45水域で環境基準を達成していた。
- ・ 環境基準の達成率は、84.9%で17年度の83.0%（53水域中44水域）に比べて1.9ポイント上昇している。（資料2 P3表2、図1参照）
- ・ 河川、湖沼、海域別の状況は、河川では35水域中33水域、湖沼では5水域中4水域、海域では13水域中8水域で環境基準を達成していた。
- ・ 環境基準の達成率は、河川が94.3%（35水域中33水域）で17年度の85.7%（35水域中30水域）に比べて8.6ポイント上昇し、湖沼が80.0%（5水域中4水域）で17年度の80.0%（5水域中4水域）と同値、海域が61.5%（13水域中8水域）で17年度の76.9%（13水域中10水域）に比べて15.4ポイント低下した。（資料2 P3表2参照）

○ 東京湾の全窒素、全燐

全窒素、全燐ともに4水域中2水域で環境基準を達成しており、17年度の達成水域数と同様だった。（資料2 P7表7参照）

イ 地下水測定結果

地下水についてはメッシュ調査^{注6)}334地点、定点調査^{注7)}105地点、定期モニタリング調査^{注8)}134地点、計573地点で水質の測定を行った。

○ メッシュ調査

- ・ 測定を行った環境基準項目^{注9)}については、334地点中313地点で環境基準を達成していた。
- ・ 環境基準の達成率は、93.7%であった。
- ・ 環境基準を達成していなかった21地点については、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の3項目のいずれかの項目が環境基準を超過していた。（資料2 P13表9-1、P14表10-1参照）

○ 定点調査

- ・ 測定を行った環境基準項目については、105地点中100地点で環境基準を達成していた。
- ・ 環境基準の達成率は、95.2%で17年度の95.1%（103地点中98地点）と、ほぼ同様であ

注4) 健康項目：人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた26項目

注5) 生活環境項目：生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた10項目

注6) メッシュ調査：県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を1kmメッシュに区切り、各メッシュ内ごとに1つの井戸を選定し、その井戸の水質についての調査。4年間で1巡するよう、年次計画を策定し実施

注7) 定点調査：定点において水質の経年変化を把握するための調査

注8) 定期モニタリング調査：前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点において継続的な監視のための調査

注9) 環境基準項目：地下水質の環境基準に定められている26項目（公共用水域の健康項目（注4）と同じ。）

った。

- ・ 環境基準を達成していなかった5地点については、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していた。（資料2 P13表9-2、P15表10-2参照）
- 定期モニタリング調査
 - ・ 前年度までの測定の結果、汚染が確認された134地点において、継続的な監視を行うため、環境基準項目のうちの10項目を測定した。
 - ・ 測定を行った134地点中41地点で環境基準を達成していた。
 - ・ 環境基準を達成していなかった93地点については、砒素、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の7項目のいずれかの項目が環境基準を超過していた。（資料2 P13表9-3、P16表10-3参照）

(2) 今後の取組み

ア 公共用水域の対策

- 市町村と連携して、水質汚濁防止法及び条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、生活排水対策として下水道や合併処理浄化槽の整備促進などに取り組むことにより、河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図る。特に、県民の水がめである相模湖・津久井湖については、山梨県との連携も図りつつ水質保全対策に努める。
- 東京湾の水質保全については、COD、窒素、燐の総量削減計画を推進する。

イ 地下水の対策

- 市町村と連携して、水質汚濁防止法及び条例に基づき、工場、事業場の規制物質に対する指導を徹底し、地下水汚染の未然防止を図る。
- 汚染原因者が特定された場合は、水質汚濁防止法及び条例に基づき、地下水浄化対策を指導し、地下水汚染の改善に努める。

ウ 県民等への情報提供

- 今後も公共用水域及び地下水の調査を継続して実施し、県民等への情報提供を行う。